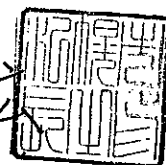


札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第59号

札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市スポーツ交流施設条例（平成8年条例第60号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表2 1 コミュニティドーム (1) 屋内グラウンドの表専用使用の項

「

20,000 円	30,000 円
24,000 円	36,000 円
32,000 円	48,000 円
24,000 円	36,000 円
56,000 円	84,000 円
56,000 円	84,000 円
80,000 円	120,000 円
10,000 円	15,000 円
12,000 円	18,000 円
16,000 円	24,000 円
12,000 円	18,000 円
28,000 円	42,000 円
28,000 円	42,000 円
40,000 円	60,000 円
75,000 円	112,500 円
90,000 円	135,000 円

中

「

22,100 円	33,100 円
26,500 円	39,700 円
35,300 円	52,900 円
26,500 円	39,700 円
61,800 円	92,700 円
61,800 円	92,700 円
88,200 円	132,400 円
11,000 円	16,500 円
13,200 円	19,900 円
17,600 円	26,500 円
13,200 円	19,900 円
30,900 円	46,300 円
30,900 円	46,300 円
44,100 円	66,200 円
82,700 円	124,100 円
99,300 円	148,900 円

を

に

120,000 円	180,000 円
90,000 円	135,000 円
210,000 円	315,000 円
210,000 円	315,000 円
300,000 円	450,000 円
225,000 円	337,500 円
270,000 円	405,000 円
360,000 円	540,000 円
270,000 円	405,000 円
630,000 円	945,000 円
630,000 円	945,000 円
900,000 円	1,350,000 円

132, 400 円	198, 500 円
99, 300 円	148, 900 円
231, 600 円	347, 400 円
231, 600 円	347, 400 円
330, 900 円	496, 400 円
248, 200 円	372, 300 円
297, 800 円	446, 700 円
397, 100 円	595, 600 円
297, 800 円	446, 700 円
694, 900 円	1, 042, 300 円
694, 900 円	1, 042, 300 円
992, 700 円	1, 489, 100 円

改め、同表個人使用の項中

390 円
230 円
130 円

を

430 円
250 円
140 円

に改め、別表2 1 コミュニテ

イドーム (2) トレーニング室・ランニングコースの表中

390 円
230 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
1,800 円
2,200 円

を

430 円
250 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
2,000 円
2,400 円

に改め、別表2 1 コミュニティ

3,500 円
4,500 円
5,700 円
7,700 円
10,100 円

3,900 円
5,000 円
6,300 円
8,500 円
11,100 円

イドーム (3) 附属施設の表中

450 円
450 円
450 円
850 円
2,200 円
2,600 円
2,600 円
2,600 円
5,200 円
5,200 円
7,800 円
4,400 円
5,200 円
5,200 円
5,200 円
10,400 円
10,400 円
15,600 円

を

500 円
500 円
500 円
940 円
2,400 円
2,900 円
2,900 円
2,900 円
5,700 円
5,700 円
8,600 円
4,900 円
5,700 円
5,700 円
5,700 円
11,500 円
11,500 円
17,200 円

に改め、別表 2 2 屋外施設の

1,200 円

1,300 円

表中

640 円	
35,000 円	52,500 円
47,000 円	70,500 円
300 円	
150 円	
210 円	
1,500 円	
750 円	
1,050 円	
3,000 円	
10 平方メートルにつき 600 円	

を

700 円	
38,600 円	57,900 円
51,800 円	77,800 円
330 円	
160 円	
230 円	
1,650 円	
800 円	
1,150 円	
3,300 円	
10 平方メートルにつき 660 円	

に

改める。

(2) 別表 3 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市スポーツ交流施設条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。